

都道府県・ 政令指定都市名	38 愛媛県
------------------	--------

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	県民環境部 県民生活局 男女参画・県民協働課
担 当 職 員 数	7 人 (専任 5 人、兼任 2 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	愛媛県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成12年4月1日 根拠: 愛媛県男女共同参画推進本部規程
長 の 役 職	副知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	愛媛県男女共同参画会議
設 置 年 月 日	平成14年4月1日
構 成 員	10 人 (女性 7 人、男性 3 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月
名 称	第2次愛媛県男女共同参画計画 中間改定
改定・見直しの予定時期	令和3年4月1日
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	愛媛県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成14年3月26日
	施 行 日	平成14年4月1日
	最 終 改 正 日	平成16年12月24日
	改 正 内 容	第4条第2項、第10条第1項、第19条第2項中「市町村」を「市町」に改めた。
無の場合	改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月	
	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

	目 標 値	令和 2 年度まで 45 %			
	根 拠	第2次愛媛県男女共同参画推進計画(中間改定)平成28年4月1日			
目標設定の対象である審議会等の範囲		法律、条例、要綱等により設置されている審議会・委員会(地方自治法第180条の5に基づくもの、行政機関又は団体相互の連絡調整を目的としたもの、特定の地域で設置されているもの、不定期の開催で活動が停止されているもの等を除く)			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(158)うち女性委員を含む審議会等数(149)		
	延総委員等数(1,520)		延女性委員等数(624)	女性比率(41.1)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(77)うち女性委員を含む審議会等数(72)		
	延総委員等数(1,174)		延女性委員等数(428)	女性比率(36.5)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(36)うち女性委員を含む審議会等数(33)		
	延総委員等数(681)		延女性委員等数(214)	女性比率(31.4)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(8)		
	延総委員等数(66)		延女性委員等数(15)	女性比率(22.7)	
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	280 人 (令和 2 年 4 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1		
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	1		
そ の 他		目標を達成していない審議会等について、事前協議を実施している。			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

7-1 管理職の在職状況					調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:			
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率 (B/C)	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率 (B/E)	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率 (B/G)
本庁	計	198	8	4.0	13	1	7.7	36	2	5.6	149	5	3.4
	うち一般行政職	158	8	5.1	13	1	7.7	34	2	5.9	111	5	4.5
支庁・地方事務所等	計	250	27	10.8	6	0	0.0	55	5	9.1	189	22	11.6
	うち一般行政職	153	13	8.5	4	0	0.0	26	1	3.8	123	12	9.8
全体	計	448	35	7.8	19	1	5.3	91	7	7.7	338	27	8.0
	うち一般行政職	311	21	6.8	17	1	5.9	60	3	5.0	234	17	7.3
(内数)	警察関係	51	0	0.0	0	0		0	0		51	0	0.0
	教育委員会	24	5	20.8	1	1	100.0	1	0	0.0	22	4	18.2

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率
本庁	計	396	40	10.1	820	130	15.9
	うち一般行政職	233	30	12.9	498	98	19.7
支庁・地方事 務所等	計	429	48	11.2	1,234	240	19.4
	うち一般行政職	251	24	9.6	526	75	14.3
全体	計	825	88	10.7	2,054	370	18.0
	うち一般行政職	484	54	11.2	1,024	173	16.9
(内数)	警察関係	326	31	9.5	778	74	9.5
	教育委員会	28	3	10.7	68	18	26.5

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		課長相当職			課長補佐 相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	(人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	(人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)
本庁	計	19	0	0.0	65	13	20.0	76	12	15.8
	うち一般行政職	11	0	0.0	45	10	22.2	49	8	16.3
支庁・地方事 務所等	計	75	9	12.0	129	21	16.3	151	40	26.5
	うち一般行政職	62	6	9.7	87	8	9.2	77	8	10.4
全体	計	94	9	9.6	194	34	17.5	227	52	22.9
	うち一般行政職	73	6	8.2	132	18	13.6	126	16	12.7
(内数)	警察関係	11	0	0.0	53	10	18.9	75	15	20.0
	教育委員会	0	0		7	1	14.3	14	1	7.1

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経 験 年 数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○		○				◎				勤務成績と経験年数は警察のみ該当
補佐級	○		○			○	◎				昇任試験と経験年数は警察のみ該当、部局等の推薦については県庁のみ該当
係長級	○		○			○	◎				昇任試験と経験年数は警察のみ該当、部局等の推薦については県庁のみ該当

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験		1,398	192	13.7
昇格試験		0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体		337	169	50.1
うち 上級		232	97	41.8
うち一般行政職		164	62	37.8
うち 上級		143	56	39.2
うち警察関係		100	21	21.0
うち 上級		48	9	18.8

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	愛媛県男女共同参画センター		愛称・通称		
設置年月日	昭和62年11月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：791-8014 住 所：愛媛県松山市山越町450番地 電話番号：089-926-1633 FAX番号：089-926-1661 ホームページ：http://www.ehime-joseizaidan.com/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：(公財)えひめ女性財団) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：(公財)えひめ女性財団) その他()				
職 員 数	常勤 6 人、	非常勤 5 人	予算額	令和2年度 65,030	千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 ホームページ) ○ 2. 講座(主な事項： エンパワメントカレッジの実施、公開講座の開催) ○ 3. 相談事業(主な事項 総合相談(一般相談、心理相談)、法律相談、DV相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： センター図書館情報室で管理する新刊圖書の購入) ○ 5. 苦情処理(主な事項 県が実施する苦情処理機関の補助業務(受付、補助調査)) ○ 6. 交流促進(主な事項 ロビー展の開催) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項： 助成事業(対象：大学等調査研究機関が行う女性に関わる諸問題の調査研究事業))				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人 えひめ女性財団		基金・基本財産額	1,000,000	千円
設置年月日	平成3年4月1日	出資者	愛媛県		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無	問10-2 名称等: 男女共同参画社会づくり推進県民会議	加盟団体数	147	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無		会 員 数	0	
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 (内容: 県等との共催で、男女共同参画社会づくり推進県民大会を開催)				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 : ○ 7. その他 (内容: 市町が計画策定等に向けた研修会や職員研修等を開催する際に、講師を派遣する)	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 ○ 3. その他 (内容: 総務省自治大学校が実施する第1部・第2部特別課程(「地方公務員女性幹部職員養成支援プログラム」)に対する女性職員の派遣及び民間事業者が実施する女性幹部職員養成等の研修に対する職員派遣
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	100,382	101,616	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.02 %	0.02 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況		※該当するもの:○	項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
	(5) その他(内容:		

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			
	⑬ その他	○		

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	2
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
	9 短時間正社員制度の導入	○	
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他		
→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度(2、7、8、9、10)	
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称		

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況		
1 ある	1	→ 女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的な名称 えひめ女性活躍推進協議会

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況		
問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 問17-1 名称 えひめの男女共同参画 年次報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 定期の場合 1 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()	

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画社会づくり推進県民大会	男女共同参画社会の実現に向けた県民総ぐるみの運動を推進するため、県民の一層の意識開発や実践活動の促進を図ることを目的として基調講演及びパネルトークを実施する。	約250名	R2.10.2
・ DV防止啓発資料作成事業	DV防止啓発用パンフレットを作成し、関係機関を通じて一般向けに配布するほか、研修会で活用する。		随時
2. 表彰 ・			
3. 講座 ・ 男女共同参画推進学習支援事業	市町等が実施する男女共同参画に関する、住民又は職員向け学習会等について、県内有識アドバイザーを講師として派遣する。		随時
・ DVに関する研修会への講師派遣事業	DVを発見する可能性の高い医療・救急・福祉関係者(民生児童委員等)や、地域・職場における一般県民(民生児童委員等)を対象とした研修会への講師の派遣を行う。		随時
・ 若い世代に対するDV未然防止講座開催事業	県内大学・短期大学等の学生、高校生等に対して、講演やDVを題材とした寸劇、意見交換などを行い、DVに対する意識啓発を行う。		随時
・ 中学校・高校教職員に対するDV未然防止教育研修事業	県内の中学校・高校等の教職員に対して、DVに関する基礎知識や教育のねらい、指導の留意点等について研修を行う。		随時
4. 相談事業 ・ 性暴力被害者支援センター運営事業	性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じて、医療機関等への同行支援や弁護士・臨床心理士による専門相談等、適切な支援が可能なワンストップ支援センターの運営を行う。		
5. 情報収集・提供 ・ 県審議会等委員公募実施事業	庁内の公募制度導入審議会等の公募委員を取りまとめ、チラシやHPを活用し、広報する。		
・ 年次報告書の作成	年次報告書を作成し、男女共同参画の推進状況や関連施策の実施状況を県民に公表する。		
・ 女性人材リストの作成	各分野で活躍している女性を「愛媛県女性人材リスト」に登録することにより、県及び市町の各種審議会等への女性の登用等の促進を図るとともに、県及び市町が実施する各種事業の講師の選定等に活用し、男女共同参画社会の推進に資することを目的とする。		随時
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画推進委員の運営	・ 申出窓口は愛媛県男女共同参画センターに置き、窓口業務を(公財)えひめ女性財団に委託 ・ 申出や処理の状況を公表するとともに、制度の周知を図るため、推進委員制度利用案内を年1回発行	3名	随時
7. 交流促進 ・ 男性の家事参画プロジェクト事業	家事を楽しみ、積極的に取り組む男性(カジダン)の輪を広げるとともに、カジダンの必要性について理解を深めるため、カジダン実践講座の開催やハンドブックの作成、カジダンリーダーを核としたネットワークの構築に取り組む。		
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ ひめボスブラッシュアップ事業	意欲あるひめボス事業所に対してコンサルティングを実施することで成功モデルを推進し、終了後も自走できるような組織づくりに取り組む。		
・ ひめボスマンター制度推進モデル事業	ひめボス宣言事業所を一つの大企業と見立て本来の組織・業種の枠を超えたオリジナルなメンター制度を構築し、メンターとメンティのマッチングを行い、双方の人材育成を図る。		
・ ひめボス宣言事業所推進事業	専任のひめボス推進アドバイザーを設置し、事業所訪問による宣言事業所の拡大・深化を図り、具体的な取り組みを促進する。		
・ 男性の家事参画環境づくり事業	今後、就職や結婚に直面する大学生と、企業の人事担当者が参加する講座を開催し、カジダンをキーワードに、共働きを可能にする就業規則や職場環境について提言をとりまとめ、その成果を県内企業に普及する。		
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 未来のひめボス育成事業	地元大学と連携して共催セミナーを開催し、未来のひめボスを育成する。	約80名	
・ 市町男女共同参画担当課長会議開催事業	会議を通じて県と市町の連携を強化し、地域の特性に応じた施策の効果的な実施を図る。	約50名	R2.8.27
・ 男女共同参画推進地域ミーティング開催事業	地域のリーダーが一堂に会し、男女共同参画社会づくりに向けた地域課題の検証や解決策の見出し、実践を行う。	約150名(3箇所含み)	R2.11～12月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:令和2年4月1日	3:その他:
議 会 名	愛媛県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	4		
育児	4		
家族の看護	4		
家族の介護	4		
疾病	1		
その他	4		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	愛媛県議会会議規則		
条文本文			
(出席及び退席届) 第86条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故により議会に出席することができないときは、あらかじめその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。			
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	2	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条文本文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	2	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		
	4. 行っていない。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	4	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考	
設置	1 都道府県防災会議(会長を含む)	61	5	8.2		
	都道府県防災会議(委員のみ)	60	5	8.3		
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	18	0	0.0	
		2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	7	0	0.0	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
		7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	23	1	4.3	
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	5	4	80.0			
2	国土利用計画地方審議会	10	5	50.0		
3	土地利用審査会	6	3	50.0		
4	都道府県交通安全対策会議	11	0	0.0	交通対策基本法第17条による充て職であり、同職に女性が登用されていないため	
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。					
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	16	7	43.8		
7	精神医療審査会	30	12	40.0		
8	都道府県生活衛生適正化審議会					
9	都道府県医療審議会	20	6	30.0		
10	准看護師試験委員会	9	5	55.6		
11	麻薬中毒審査会					
12	地方社会福祉審議会	26	10	38.5		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	14	7	50.0		
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会					
15	国民健康保険審査会	9	5	55.6		
16	都道府県農業共済保険審査会					
17	都道府県森林審議会	10	4	40.0		
18	都道府県建設工事紛争審査会	6	3	50.0		
19	建築審査会	7	3	42.9		
20	都道府県建築士審査会	5	2	40.0		
21	都道府県都市計画審議会	16	3	18.8		
22	開発審査会	7	3	42.9		
23	私立学校審議会	12	4	33.3		
24	石油コンビナート等防災本部	33	0	0.0	充て職であり、外部委員の中に女性が登用されていないため	
25	公害健康被害認定審査会					
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
27	都道府県児童福祉審議会					
28	地方港湾審議会	20	7	35.0		
29	土地区画整理審議会					
30	教科用図書選定審議会	10	4	40.0		
31	介護保険審査会	16	7	43.8		
32	都道府県固定資産評価審議会	12	5	41.7		
33	感染症の診査に関する協議会	35	11	31.4		
34	警察署協議会	146	61	41.8		
35	土地収用事業認定審議会	5	3	60.0		
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	3	60.0		
37	都道府県国民保護協議会	52	8	15.4		
38	地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0		
39	市街地再開発審査会					
40	都道府県職員委員会					
41	自然再生協議会					
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
43	後期高齢者医療審査会	8	4	50.0		
44	留置施設視察委員会	4	2	50.0		
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	18	0	0.0	消防法第35条の8第2項第1号～第5号により定められ、県が指名した充て職であり、他機関の同職に女性が登用されていないため	
46	指定難病審査会	22	4	18.2		
47	小児慢性特定疾病審査会	5	2	40.0		
48	行政不服審査会	5	2	40.0		
	合 計	681	214	31.4		
	女性委員0の審議会数	3				

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	15	2	13.3	
9	内水面漁場管理委員会	10	3	30.0	
合 計		66	15	22.7	
女性委員0の委員会数		1			